

水防法改正等を踏まえた対応の検討について

1. 水防法改正への対応の検討について

「水防法等の一部を改正する法律」(平成 27 年 5 月 20 日公布、同年 7 月 19 日施行)に伴い、本市水防計画の修正を検討すべき事項については以下の通り。

(1) 水防法(以下「法」という。)の改正に伴い検討を要する事項

- ① 想定最大規模の洪水・内水・高潮への対策(浸水想定区域の指定)
(法第 14 条、第 14 条の 2、第 14 条の 3)
- ② 水防管理団体が行う水防への下水道管理者の協力
(法第 7 条)
- ③ 浸水想定区域内の地下街等の避難確保・浸水防止に係る制度の拡充
(法第 15 条第 1 項第 4 号イ、法第 15 条の 2 第 2 項)

(2) 対応方針

上記①及び②については、想定最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定を伴うものであるため、それぞれの浸水想定区域が指定された段階で本市水防計画への反映を行う。

また、③については、関係告示や、「避難確保計画・浸水防止計画作成の手引き」の修正を踏まえた検討を要することから、本市水防計画への反映は次年度以降行う。

2. 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改訂への対応の検討について

平成 26 年 4 月の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府(防災担当)) (以下「ガイドライン」という。)の改訂に伴い、本市水防計画への反映を検討すべき事項については以下の通り。

(1) 避難情報の発令基準の見直し

避難情報の発令の目安となる通報水位について、以下のような理由により、従来より高い水位を避難情報等の発令の目安とするよう変更された。

- ① 屋内での退避等の安全確保措置も避難行動の一つとして位置づけたことにより、避難に要する時間が短縮される。
- ② 避難情報の発令の目安となる通報水位について、越水による氾濫についてのみ考慮して設定する。(浸透や浸食による氾濫の発生については、監視体制を強化することにより担保。)

(2) 対応方針

市内の洪水予報河川のうち、名取川、広瀬川においては、ガイドライン改訂を踏まえた避難判断水位等の通報水位の見直しが行われたが、併せて避難情報の発令基準の見直しにあたって必要となる、浸透や浸食に係る監視体制の強化や情報連絡体制の整備等についての検討を要することから、本市水防計画への反映は次年度以降行う。